

令和3年度 埋蔵文化財発掘調査支援業務講習会のお知らせ

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター

島根県埋蔵文化財調査センターでは、県内の公共事業に伴う発掘調査事業において、調査作業の一部を業務委託しております。

つきましては、この業務において必要となる知識・技術を習得するための講習会を下記により開催いたしますので該当者の参加について御協力をお願いいたします。

記

1. 1. 日時・場所 1日目 11月8日(月) 島根県埋蔵文化財調査センター(松江市打出町33)
2日目 11月9日(火) 島根県埋蔵文化財調査センター(松江市打出町33)
※9:00～17:00頃
3日目はいずれか希望日 *雨天の場合は順延
11月10日(水) 延期16日(火) 松江城下町遺跡白潟地区発掘現場(松江市魚町)
11月11日(木) 延期17日(水) 森原下ノ原遺跡発掘現場(江津市松川町)
2. 講習内容 別紙講習会日程表のとおり
3. 申込み 別紙申込書様式に必要事項記入の上、電子メール、FAX、郵便で申込み
4. 申込先 島根県埋蔵文化財調査センター 690-0131 松江市打出町33番地
メール maibun@pref.shimane.lg.jp、FAX 0852-36-8025
5. 申込〆切 令和3年10月25日(月) 必着
※講習の申込みは、定員(30名)になり次第、締切
6. 受講資格 ①過去に当講習会を受講し、令和4年3月末で2年間の有効期限が切れる受講証保有者
②平成24年度以降、島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援業務を請け負った業者に属する者
③平成20年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ令和2・3年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A等級に格付けされる業者に属する者
7. 受講料 無料
ただし、テキストとして、文化庁文化財部記念物課監修の下記書籍1と2あるいは3を準備して当日会場に持参。(同成社より刊行)
1.『発掘調査のてびき』集落遺跡発掘編、整理・報告書編(税込み5400円)
2.『発掘調査のてびき』各種遺跡調査編(税込み3240円)
3.1と2を合本した『定本発掘調査のてびき』(税込み8640円)
また1日目の博物館見学には、入館料620円が必要。
8. 問合せ 島根県埋蔵文化財調査センター管理課(0852-36-8608)
9. 受講証の更新
 - 1) 対象
令和4年3月末で有効期限が切れるすべての受講証保有者を更新の対象とする。
 - 2) 更新条件
過去2年以内に当講習会を受講していること。また以下の区分により講習課程の一部を免除する。
 - ①有効期間中に支援業務を受託しその常駐技術者として3ヶ月以上従事した者は、1日目午前中のみの受講とする。
 - ②有効期間中に支援業務を受託しその常駐技術者として3ヶ月未満従事した者又は従事経験のない者は1日目のみの受講とする。

10. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について

- ・受講中はマスクを着用してください。
- ・入退庁時には手指の消毒、こまめな手洗いをお願いします。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、受講を見合わせてください。
- ・毎朝、検温の上受講してください。
- ・講習中は随時換気を行いますので、空調効率が悪くなります。対応できる服装で受講してください。
- ・参加者名簿について、研修会場で新型コロナウイルス感染症の発症の疑いが生じた場合、保健所など医療機関への情報提供や濃厚接触者と疑われる場合の連絡に、使用することがあります。

【参考】

令和 4 年度の発掘調査支援委託業務の一般競争入札では、島根県公共工事の一般的な入札参加資格事項以外に、以下の条件を付す予定。

1) 次の①～③の条件のいずれかを満たすものであること。

- ①平成 24 年度以降、埋蔵文化財発掘調査現場で 6 ヶ月以上現場管理業務を請け負った者。
- ②平成 20 年度以降、島根県内の埋蔵文化財発掘調査現場において表土掘削等の作業を請け負った業者で、かつ令和 2・3 年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式、A 等級に格付けされる業者に属する者
- ③過去 5 年間に於いて、島根県埋蔵文化財調査センターの実施した埋蔵文化財発掘調査現場で 6 ヶ月以上監理技術者または主任技術者として従事した経験を持つ技術者を有する者。

2) 次の基準を満たす監理技術者または主任技術者を本件業務に専任で配置できること。

- ①監理技術者にあつては、土木工事業に係る 1 級又は 2 級土木施工監理技師の資格を有すること。
- ②上記 1) ①②のものにあつては、専任で配置する技術者は、過去 2 年間に於いて島根県埋蔵文化財調査センターが実施する埋蔵文化財発掘調査支援委託業務講習会を受講していること。
- ③専任で配置する技術者は、当工事の開札の日以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。
- ④配置技術者は、契約日時時点で配置できる技術者とする。なお、入札書を提出するときに他の工事に主任技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。